

【参考資料】

令和元年第4回奥州市議会定例会  
条例議案 新旧対照表

議案第1号 奥州市部設置条例の一部を改正する条例

- 奥州市部設置条例
- 奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 奥州市子ども・子育て会議条例

議案第2号 奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 奥州市農業集落排水施設条例及び奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例

- 奥州市農業集落排水施設条例
- 奥州市農業集落排水事業分担金条例

議案第4号 奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例
- 奥州市病院事業の設置等に関する条例

議案第5号 奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市部設置条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p><u>(7) 福祉部</u></p> <p><u>(8) 健康こども部</u></p> <p><u>(9)・(10)略</u></p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p><u>(7) 福祉部</u></p> <p>ア <u>社会福祉(健康こども部の所管に属するものを除く。)に関すること。</u></p> <p>イ <u>公的扶助に関すること。</u></p> <p>ウ <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>エ <u>地域医療に関すること。</u></p> <p>オ <u>アからエまでに掲げるもののほか、社会保障(他部の所管に属するものを除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(8) 健康こども部</u></p> <p>ア <u>子ども・子育て支援に関すること。</u></p> <p>イ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>ウ <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>エ <u>後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p><u>(7) 健康福祉部</u></p> <p><u>(8)・(9)略</u></p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p><u>(7) 健康福祉部</u></p> <p>ア <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>社会保障に関すること。</u></p> <p>ウ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>エ <u>老人保健に関すること。</u></p> <p>オ <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>カ <u>保健衛生及び地域医療に関すること。</u></p> <p>キ <u>後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p><u>(8)・(9)略</u></p>

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(庶務) 第20条 審査会の庶務は、<u>福祉部福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第20条 審査会の庶務は、<u>健康福祉部福祉課</u>において処理する。</p>

奥州市子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>健康こども部こども家庭課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>教育委員会事務局学校教育課</u>において処理する。</p>

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、<u>いつでも繰上償還</u>をすることができる。</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「大震災特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「大震災特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対し、同条第2項に規定する日までに貸付けを行う災害援護資金に係る第13条第2項の規定の適用については、<u>同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</u></p> <p>4 前項の災害援護資金に係る償還免除については、第15条第3項の規定（償還免除に係る部分に限る。）にかかわらず、大震災特別法第103条第1項の規定により読み替えて適用する<u>法第14条第1項</u>の規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は<u>いつでも繰上償還</u>をすることができる。</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「大震災特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「大震災特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対し、同条第2項に規定する日までに貸付けを行う災害援護資金に係る第13条第2項<u>及び第14条</u>の規定の適用については、<u>第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。</u></p> <p>4 前項の災害援護資金に係る償還免除<u>及び保証人</u>については、第15条第3項の規定（償還免除<u>及び保証人</u>に係る部分に限る。）にかかわらず、大震災特別法第103条第1項の規定により読み替えて適用する<u>法第13条第1項及び大震災特別令第14条第8項</u>の規定によるものとする。<u>ただし、前項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、大震災特別令第14条第4項の規定によるものとする。</u></p>

奥州市農業集落排水施設条例新旧対照表

改正後

現行

別表第2（第17条、第17条の2関係）

区分		使用料	
		一般用	臨時用
基本料金（1月につき）		1,000円	
従量料金 （汚水の 量1立方 メートル につき）	10立方メートル以下の分	80円	200円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	120円	
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	140円	
	30立方メートルを超え40立方メートル以下の分	160円	
	40立方メートルを超え50立方メートル以下の分	180円	
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	190円	
	100立方メートルを超える分	200円	

別表第2（第17条、第17条の2関係）

区分		使用料	
		一般用	臨時用
基本料金（1月につき）		1,000円	
従量料金 （汚水の 量1立方 メートル につき）	10立方メートル以下の分	60円	140円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	80円	
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	100円	
	30立方メートルを超え40立方メートル以下の分	110円	
	40立方メートルを超え50立方メートル以下の分	120円	
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	130円	
	100立方メートルを超える分	140円	

備考 略

備考 略

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 受益者 排水区域内に存する宅地を所有し、当該宅地に<u>公共ます又は排水設備を設置する者</u>をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている宅地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人で当該宅地に<u>公共ます又は排水設備を設置するもの</u>をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(受益者の申告等)</p> <p>第4条 <u>新たに受益者となる者又は受益する宅地の地積が増加する者は、受益する宅地の地積その他の分担金の賦課に必要な事項について、市長に申告しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(分担金の納入)</u></p> <p>第5条 <u>新たに受益者となる者又は受益する宅地の地積が増加する者は、この条例の定めるところにより、市長が決定した分担金を納入しなければならない。</u></p> <p><u>(分担金の額)</u></p> <p>第6条 <u>分担金の額は、新たに受益する宅地の地積に、1平方メートル当たり380円を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき又は当該額が1,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てた額）とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 受益者 排水区域内に存する宅地を所有し、当該宅地に<u>汚水ます又は排水ますを設置しようとする者</u>をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている宅地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人で当該宅地に<u>汚水ます又は排水ますを設置しようとするもの</u>をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 経費 工事費、測量試験費、用地買収費、補償費、工事雑費及び事務費をいう。</u></p> <p><u>(7) 真空式流送方式 管路内を真空に保ち大気圧との差圧を利用して汚水を流送する方式をいう。</u></p> <p>(受益者の申告等)</p> <p>第4条 <u>前条の告示の日現在における受益者（同一の土地について2人以上の受益者があるときは、代表者）及び告示の日後新たに受益者となった者は、その旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(分担金の徴収)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、この条例の定めるところにより、市長が決定した分担金を受益者から徴収する。</u></p> <p><u>(分担金の額)</u></p> <p>第6条 <u>受益者から徴収する分担金の額は、次より算出した額の合計額を排水区域ごとの受益者の総数で除して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 排水区域内で管路施設の末端受益戸数が2戸以上の排水施設（門、柵及び遠隔装置を除く。）に係る経費に100分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 前号以外の排水施設に係る経費に100分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 前項の規定により算出した分担金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>3 事業実施中の排水区域において、事業完了までの間に、新たに受益者となる者に係る分担金については、受益者となった年度にかかわらず事業開始年度の受益者とみなし、事業開始年度から受益者となっている者の分担金の額と同額とし、既設管路への接続に係る経費は、新たに受益者となる者が負担す</u></p>

改正後	現 行
<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第7条 市長は、新たに受益者となる者又は受益する宅地の地積が増加する者に対し、前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。この場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、あらかじめ届出のあった代表者に対して賦課するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、その納期限等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。</p> <p>4 前項の規定により分割納付する場合の各年度における分担金の納期は、次のとおりとし、納期ごとの納付額は、分担金を等分して定める。この場合において、当該等分した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る納付額に合算するものとする。</p> <p>(1) 第1期 8月1日から同月31日まで</p> <p>(2) 第2期 翌年の1月1日から同月31日まで</p> <p>5 前項に定める納期の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とする。</p> <p>6 市長は、第4項の納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。</p> <p>(分担金の一括納付)</p> <p>第8条 前条第3項ただし書の一括納付とは、次の各号のいずれかをいう。</p> <p>(1) 全額一括納付 前条第1項の規定により賦課する分担金の全額を当該賦課年度の第1期の納期限までに納付すること。</p> <p>(2) 残額一括納付 前条第3項の規定により分割納付する分担金のうち納期が到来していない分担金の全額を一括納付の申出をした年度の末日までに納付すること。</p> <p>(分担金の全額一括納付報奨金)</p> <p>第9条 市長は、受益者が前条第1号に規定する全額一括納付をした場合は、当該受益者に報奨金を交付するものとし、その額は、当該分担金の額に100分の4を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき又は当該額が100円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が分担金を全額一括納付した場合は、報奨金は、交付しない。</p>	<p>る。</p> <p>4 供用開始の告示をした排水区域において、新たに受益者となる者に係る分担金は、別表のとおりとする。</p> <p>(分担金の徴収方法等)</p> <p>第7条 前条第1項に規定する分担金は、事業年度ごとに徴収するものとし、その納期は、当該年度の3月1日から3月25日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に納期を定めることができる。</p> <p>2 前条第3項及び第4項に規定する分担金は、市長が定める日にこれを一括徴収する。ただし、受益者から分割納付の申出があり、市長が一括徴収することが困難と認める場合は、3年以内の期間を限ってこれを分割して徴収することができる。</p> <p>(分担金の変更)</p> <p>第8条 事業最終年度において、分担金の納期後に当該年度の分担金の額の変更が生じたときは、さきに決定した分担金の額を変更するものとし、過納金が生じたときは当該金額を還付し、不足額が生じたときは追徴する。</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第9条 市長は、災害等の理由により、受益者が分担金を納付することが困難であると認めるとき又はこれに準ずる特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。</p>



改正後	現 行
<p>(分担金の繰上徴収)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に確定した分担金で、その納期内においてその全額を徴収することができないと認めるときは、その納期前に繰り上げて徴収するものとする。</p> <p>(1) 受益者の財産について、強制換価手続（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続をいう。）が開始されたとき。</p> <p>(2) 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定承認したとき。</p> <p>(3) 受益者である法人が解散したとき。</p> <p>(4) 受益者が偽りその他の不正な手段により分担金を免れ、又は免れようとしたと認められるとき。</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第11条 市長は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者の財産につき災害、盗難その他の事故が生じたことにより、又は受益者若しくはその親族が病気にかかり、若しくは負傷したことにより当該分担金を納付することが困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により当該分担金を納付することが困難であると認められるとき。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者に対し、分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地の受益者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認める受益者</p> <p>(受益者の変更があった場合の取扱い)</p> <p>第13条 受益者に変更があったときは、当該変更により新たに受益者となった者が速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 相続又は法人の合併により受益者に変更があった場合の分担金の納付義務の承継については、地方税法の例による。この場合において、「納税義務」とあるのは「納付義務」と読み替えるものとする。</p>	<p>(分担金の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者に対し、分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認める受益者</p> <p>(受益者の変更があった場合の取扱い)</p> <p>第11条 受益者に変更があったときは、当該変更に係る当事者の双方が速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 相続又は法人の合併により受益者に変更があった場合の分担金の納付義務の承継については、地方税法（昭和25年法律第226号）の例による。この場合において、「納税義務」とあるのは「納付義務」と</p>

改正後	現 行																								
<p>第14条～第16条 略</p>	<p>読み替えるものとする。</p> <p><u>(受益者でなくなった場合の取扱い)</u></p> <p>第12条 転居又はその他の理由により受益者でなくなった者に係る既納の分担金については、還付しないものとする。</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p><u>別表（第6条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水区域名</th> <th>区域の範囲</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>姉体町吹張地区</td> <td>水沢姉体町字吹張の全部並びに字深町、字庚申塚、字内城、字野中及び字鞆戸の一部</td> <td>95,000 円</td> </tr> <tr> <td>姉体町上島地区</td> <td>水沢姉体町字上島、字殿野起、字伊手迎及び字中島の一部</td> <td>99,000 円</td> </tr> <tr> <td>真城折居地区</td> <td>水沢真城字折居町、字町下、字土手根、字中林、字中林下及び字折居館の全部並びに字要害、字中崎、字宮沢、字堤ヶ沢、字谷地、字川尻前、字浜田、字上野、字上林下、字東大深沢、字西館、字北館、字馬籠館、字堤尻下、字雷神及び字高田の一部</td> <td>180,200 円</td> </tr> <tr> <td>姉体町上野地区</td> <td>水沢姉体町字原抜、字上野、字山居前及び字本宿の全部並びに字山居、字内構、字島田、字迎畑、字橋本、字榛林、字西田、字庚申塚及び字鍛冶屋敷の一部</td> <td>222,000 円</td> </tr> <tr> <td>黒石町二渡地区</td> <td>水沢黒石町字二渡及び字白石沢の全部</td> <td>131,500 円</td> </tr> <tr> <td>川西地区</td> <td>江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖、字別当及び江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林、字三日町、江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部</td> <td>500,982 円</td> </tr> <tr> <td>増沢地区</td> <td>江刺前田町、江刺岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田及び字牧沢の全部並びに江刺岩谷堂字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢及び字柳沢の一部</td> <td>573,717 円</td> </tr> </tbody> </table>	排水区域名	区域の範囲	分担金	姉体町吹張地区	水沢姉体町字吹張の全部並びに字深町、字庚申塚、字内城、字野中及び字鞆戸の一部	95,000 円	姉体町上島地区	水沢姉体町字上島、字殿野起、字伊手迎及び字中島の一部	99,000 円	真城折居地区	水沢真城字折居町、字町下、字土手根、字中林、字中林下及び字折居館の全部並びに字要害、字中崎、字宮沢、字堤ヶ沢、字谷地、字川尻前、字浜田、字上野、字上林下、字東大深沢、字西館、字北館、字馬籠館、字堤尻下、字雷神及び字高田の一部	180,200 円	姉体町上野地区	水沢姉体町字原抜、字上野、字山居前及び字本宿の全部並びに字山居、字内構、字島田、字迎畑、字橋本、字榛林、字西田、字庚申塚及び字鍛冶屋敷の一部	222,000 円	黒石町二渡地区	水沢黒石町字二渡及び字白石沢の全部	131,500 円	川西地区	江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖、字別当及び江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林、字三日町、江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部	500,982 円	増沢地区	江刺前田町、江刺岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田及び字牧沢の全部並びに江刺岩谷堂字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢及び字柳沢の一部	573,717 円
排水区域名	区域の範囲	分担金																							
姉体町吹張地区	水沢姉体町字吹張の全部並びに字深町、字庚申塚、字内城、字野中及び字鞆戸の一部	95,000 円																							
姉体町上島地区	水沢姉体町字上島、字殿野起、字伊手迎及び字中島の一部	99,000 円																							
真城折居地区	水沢真城字折居町、字町下、字土手根、字中林、字中林下及び字折居館の全部並びに字要害、字中崎、字宮沢、字堤ヶ沢、字谷地、字川尻前、字浜田、字上野、字上林下、字東大深沢、字西館、字北館、字馬籠館、字堤尻下、字雷神及び字高田の一部	180,200 円																							
姉体町上野地区	水沢姉体町字原抜、字上野、字山居前及び字本宿の全部並びに字山居、字内構、字島田、字迎畑、字橋本、字榛林、字西田、字庚申塚及び字鍛冶屋敷の一部	222,000 円																							
黒石町二渡地区	水沢黒石町字二渡及び字白石沢の全部	131,500 円																							
川西地区	江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖、字別当及び江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林、字三日町、江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部	500,982 円																							
増沢地区	江刺前田町、江刺岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田及び字牧沢の全部並びに江刺岩谷堂字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢及び字柳沢の一部	573,717 円																							

改正後	現 行		
	二子町地区	江刺愛宕字大畑、字金谷、字荒谷及び字土花の全部並びに江刺愛宕字西丸、字稗田、字力石及び字中谷木の一部	573,772 円
	上三照地区	江刺稲瀬字水先、字三照及び字山下の全部並びに江刺稲瀬字瀬谷子及び字正源寺台の一部	611,936 円
	倉沢地区	江刺稲瀬字伊加里、字川添、字沢崎、字下台、字関根、字天竺老婆、字沼館、字二丁目、字三丁、字大文字、字鶴羽衣、字谷地及び江刺岩谷堂字百連寺の全部並びに江刺稲瀬字新山、字佐野、字広岡、字小倉沢、字宝禄、字広岡前、字鶴羽衣台、字瀬谷子、字地藏堂、字十文字台、字中島、字沼尻及び江刺愛宕字三日町の一部	534,613 円
	石関地区	江刺稲瀬字柏原、字大迫、字皂田、字上六堂、字川原、字神田、字新田、字田中、字向田、江刺岩谷堂字歌読、字菖蒲沢、字袖山、江刺広瀬字中島、字川原、字沢、字宮田、字山岸、字堂ノ下、字山影、字樽和及び字樽輪の全部並びに江刺稲瀬字瀬谷子、字小倉沢、字十文字台、字広岡及び江刺広瀬字柿ノ木の一部	729,908 円
	梁川地区	江刺梁川字二渡、字館下、字日ノ神及び字中宿の一部	177,600 円
	人首町地区	江刺米里字人首町、字根岸、字日出田及び字荒町の二部	127,400 円
	伊手町地区	江刺伊手字八幡、字町裏及び字荒谷の一部	155,400 円
	白山地区	前沢白山字繁長、字清水畑、字内館、字大塚、字八幡、字館、字迎畑及び字蒔田の全部並びに字古宿、字鶴田、字上野、字石持、字小林、字銭神、字大曲、字船橋、字明土、字宮内及び字天王谷起の一部	366,000 円
	稲置地区	前沢字北久保、字中久保、字中村、字道場、字宿、字八幡、字島、字高畑及び字長檀の一部	364,000 円
	古城地区	前沢古城字北町、字北館、字幅下、字栗生沢、字幅、字高代寺及び字姥沢の全部並びに字館合下、字下北上野及び字志戸ヶ沢の一部	1,040,000 円

改正後	現 行		
	岩堰地区	前沢字株樹、字河ノ畑及び字山下の一部並びに古城字松ノ木、字上ノ台、字千刈田、字田中、字高大寺、字北高大寺及び字内ノ目の全部並びに字上ノ台下、字比良、字丑沢、字丑沢上野、字丑沢南谷地及び字丑沢北谷地の一部	747,645 円
	赤生津地区	前沢生母字藁輪の全部並びに字柳沢、字笹森、字柳沢下、字箱根、字吉田、字上水、字青木、字畑、字吉ヶ沢、字田谷、字新地、字長根、字荒谷、字斎田、字剣林、字二子、字竹ノ内、字日向、字羽場、字新田及び字南羽毛の一部	934,948 円
	天王地区	前沢生母字天王の全部並びに字赤坂、字上谷起、字小島谷起、字下沢田及び字檀ノ腰の一部	624,680 円
	前沢北部地区	前沢古城字砂子田、字沖屋敷、字前沖、字中田前、字林後、字林前、字新山前、字草井川、字向田、字北八反町、字館八反町、字南八反町、字水上西、字川原下、字東見寺下、字荒屋敷沖、字寺領沖、字内ノ町、字水尻、字四反田、字高殿、字五味田、字境田、字内ノ町西、字沖谷地、字姥屋敷後、字姥屋敷、字野中、字谷地、字要害、字野中前、字水神野及び字安久沢東並びに白山字水ノ口、字檜葉田、字古館、字館沖、字保志場、字松葉、字宇津揆根、字合子屋敷、字沼田、字雨田、字朴ノ木田、字下夕町、字堂ノ木、字学堂、字内屋敷、字川岸場、字上合野、字田高、字籠林及び字彼岸田の全部並びに古城字北館東、字館合下、字下町、字川原前、字寺ノ上、字馬口沢、字宿ノ前、字田中前、字十文字、字亀田、字丑沢北谷地、字野田、字野田前、字上ノ台下、字島田、字丑沢及び字明後沢並びに白山字綾織、字関口、字反畑、字合野、字胎内、字道ノ上、字白山前、字古宿、字繁長、字大曲、字松ヶ林及び字鍵取の一部	622,868 円
	母体町地区	前沢生母字西館、字前川原、字中道、字伏畔、字町、字北羽毛及び字谷記の一部	191,500 円
	高橋地区	胆沢小山字下野中、字萩屋敷の一部、字道場の一	265,700 円

改正後	現 行		
		部、字峠の一部、字前道場の一部、字館の一部、字前大畑の一部及び字後大畑の一部	
	徳岡地区	胆沢小山字中油地、字田中及び字佐布の一部	445,925 円
	供養塚地区	胆沢若柳字明神下、字出店、字柏木田、字丹波、字荒谷、字大町、字松原、字一本松、字箸塚、字大立目、字相馬檀、字甘草、字要害、字下松原、字下堰袋の一部、字上土橋の一部、字土橋の一部、字堰合の一部、字寿安堰下の一部及び字稲荷の一部並びに南都田字大持の一部、字作屋敷の一部及び字独光の一部	299,500 円
	愛宕地区	胆沢若柳字天沢の一部、字市野々の一部、字宮坂、字林尻、字上愛宕、字荻袋、字愛宕、字堰袋、字上堰袋、字赤剥、字兎口、字上土橋、字野山田、字土橋の一部及び字上堰	452,800 円
	辻地区	胆沢若柳字広表の一部並びに南都田字宇南田の一部、字午房谷地の一部、字独光の一部、字谷地中の一部、字漆町の一部、字清水下の一部、字塚田、字本木、字上代及び字作屋敷の一部	325,100 円
	瀬原地区	衣川日向、愛宕下、陣場下、瀬原、瀬原西浦、九輪堂、池田、池田西	129,400 円
	古戸地区	衣川古戸、駒場、百ヶ袋	165,000 円
	池田川東地区	衣川並木前、清水の上、七日市場、川端、六日市場、大石ヶ沢、押切、池田、池田西、九輪堂、細田、唐金、上野、室の木、小林、采女沢、田中、田中西、一本木東、陣場下、瀬原西浦	377,000 円
	富田川西地区	衣川富田、堰下、田中、野田、富田前、向館、向館谷起、大面、杉林、山口、横道下、表、平、西裏、東裏、張山、星屋、日向、上小路	402,000 円
	六道寺向深沢地区	衣川古戸の一部、六道、大西、高保呂、沢田、能登屋敷、豊巻、館城、土屋、大坂、金成、寺袋、桑木谷地、本田原	566,000 円

奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

奥州市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、<u>第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(任期を定めた採用)</u></p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</u></p> <p><u>(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u></p> <p>2 <u>任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p><u>(任期の特例)</u></p> <p>第4条 <u>法第6条第2項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。</u></p> <p><u>(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合</u></p> <p>(任期の更新)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>第6条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項<u>並びに第7条第1項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(任期を定めた採用)</u></p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(任期の更新)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>第4条 略</p>